

さいたま市合理的配慮の提供支援に係る補助金について



本市では、令和元年度より、飲食、物販、医療などの不特定多数の方が利用する事業を行う事業者等が、障害のある方に対し、合理的配慮を行いやすくするため、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付する事業を、実施しております。

市民会議ご参加の皆様にもご案内差し上げますとともに、お知り合いの方や行きつけのお店へのご紹介など、周知にご協力いただけますと幸いです。

1 目的

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）に基づき、事業者が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に補助金を交付することで、事業者が合理的配慮の提供を容易に行うことができるようにすることを目的としています。

2 対象者

別添チラシを参照 ※福祉サービス事業所等は除く。

3 対象経費等

別添チラシを参照

※対象経費の項目のいずれかについて、1事業所につき年度内1回限りの補助とします。

※国又は県その他各種団体等が実施する補助事業の対象とされている経費は補助対象とはなりません。

※市が補助金の交付を決定する前に、作成したコミュニケーションツールや購入した物品に要した経費は補助対象とはなりません。

※算出した補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとします。

4 申請方法等

●申請期限

令和2年度は、令和3年2月26日（金）まで

●必要書類

- ・コミュニケーションツール作成費（仕様書、見積書等）
- ・物品購入費（カタログ、見積書等）

※市が補助金の交付を決定する前に、作成したコミュニケーションツールや、購入した物品に要した経費は補助対象とはなりませんので、まずは、障害政策課までご相談ください。

合理的配慮の提供に要する費用の一部を補助します

対象者

- 市内に事務所又は事業所を有し、飲食、物販、医療等不特定多数の者が利用し、
障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者

- ・ レストランやカフェなどの飲食店
 - ・ スーパーや書店、アパレルショップなどの物販店
 - ・ 病院やクリニック、薬局などの医療機関
 - ・ ホテルや旅館等などの宿泊施設
- など



対象経費

- 合理的配慮が簡単に提供できるようにするために作成・購入する、以下の経費

- ・ コミュニケーションツール作成費

(補助率 1/2、上限 2 万 5 千円)

- ・ 点字メニュー
 - ・ コミュニケーションボード
 - ・ チラシ等の音訳
- など



- ・ 物品購入費

(補助率 1/2、上限 5 万円)

- ・ 筆談ボード
 - ・ 折り畳み式スロープ
- など



申請の流れ

※相談・申請は令和3年2月26日(金)が期限です。



問合せ先 さいたま市保健福祉局 福祉部 障害政策課 ノーマライゼーション推進係
電話:048-829-1306 FAX:048-829-1981

合理的配慮ってなに？

- 障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

合理的配慮を提供しやすくするためには、コミュニケーションツールや物品を事前に用意することも大切です。

合理的配慮の一例



本人の申出や困り事、状況など

店舗の入口に乗り越えられないほどの段差があり、車椅子を使っているため、入店できません。

対応

頑丈な木の板をスロープの代わりにして段差をなくしました。

本人の申出や困り事、状況など

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しいです。

対応

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちができるよう配慮しました。

※ 一例であり、障害のある方の希望や特性、事業所の規模、状況などによって適切な配慮は異なります。

- 対象の物品や申請の流れなど、ご不明な点はお気軽にお問合せください。申請書等の様式は障害政策課で配布しているほか、ホームページでもダウンロードしていただけます。

また、ホームページには活用例を順次掲載する予定です。

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p065939.html>



ノーマライゼーション条則

PRキャラクターノーマくん

このチラシは令和2年度の実施内容です。補助は予算の範囲内で行います。

